

査読付き論文

# 地域間の所得格差に関する要因分析 —2012年の政権交代の前後を対象に—

池内 優太 (東京大学)

小嶋 大造 (東京大学)

安藤 光義 (東京大学)

原稿受付日 2021年8月6日 原稿採択日 2022年1月6日

## 1. はじめに

格差と再分配に関する問題は、重要な政策課題である。それは、個人間のレベルだけでなく、地域間のレベルにおいても重要な論点とされてきた。例えば政策面では、地域の所得向上を重要な政策課題として掲げる近年の地方創生は、こうした議論の流れのなかに位置づけることもできる(「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」など)。また研究面においても、地域間の所得格差は、所得の問題だけでなく、健康の格差など所得以外の格差とも強い関連をもつことから、地域格差を是正する施策が求められることが指摘されている(『財政と公共政策』61収録の中谷講演・討論など)。

しかしながら、近年では、とりわけ民主党から自民党への政権交代により量的・質的金融緩和政策(以下、量的緩和政策)が実施された2013年に、株価上昇によって、富裕層の多い一部の都市において株式譲渡所得(キャピタルゲイン)が増加し、これによって地域間の所得格差が拡大していることが指摘されている(熊倉・小嶋, 2018)。この地域間の所得格差は、2013年以降においても拡大している。図1は、市区町村の納税義務者一人当たりの課税対象所得について、全国や下位50%の地域に対する上位(1%, 10%)の地域の比率をとることによって、地域間の所得格差の推移(2009年~2018年)を示したものである。同図によると、例えば上位

1%/全国をみると、民主党政権期(2009年~2012年)ではほぼ横ばいで推移している一方で、民主党から自民党への政権交代後の2013年に大きく上昇し、それ以降も上昇傾向で推移していることが分かる。上位1%/下位50%ではさらに高い水準で同様の傾向がみられる。また上位10%と全国や下位50%の比率でも、民主党政権期に比べて自民政権期のほうが格差の水準が高くなっている<sup>1)</sup>。政権交代後の自民政権下で実施された量的緩和政策による株価上昇等が地域間所得格差の拡大に影響していることが示唆される。

内閣府『国民経済計算』より、この期間(2009年~2018年)の国民所得(名目)をみると、民主党政権期では東日本大震災の影響もあってほとんど増加していないが(2009年:352.7兆円→2012年:358.2兆円)、自民政権期では増加することになる(2013年:372.6兆円→2018年:402.2兆円)。これを分配面(雇用者報酬、財産所得、企業所得)でみると、国民所得の7割前後を占める雇用者報酬が自民政権期では増加しているとともに(2013年→2018年の増加率:11.4%)、財産所得がこの雇用者所得の増加率を上回って増加している(同期間の増加率:17.0%)。国民所得に占める財産所得の割合は、6.0%(2013年)から6.5%(2018年)に上昇している。さらに、『国税庁統計年報』より、配当所得(源泉所得)と株式等譲渡所得等(申告所得)の動向をみると、配当所得(源泉所得)は、2009年13.2兆円→2012年15.1兆円→2013

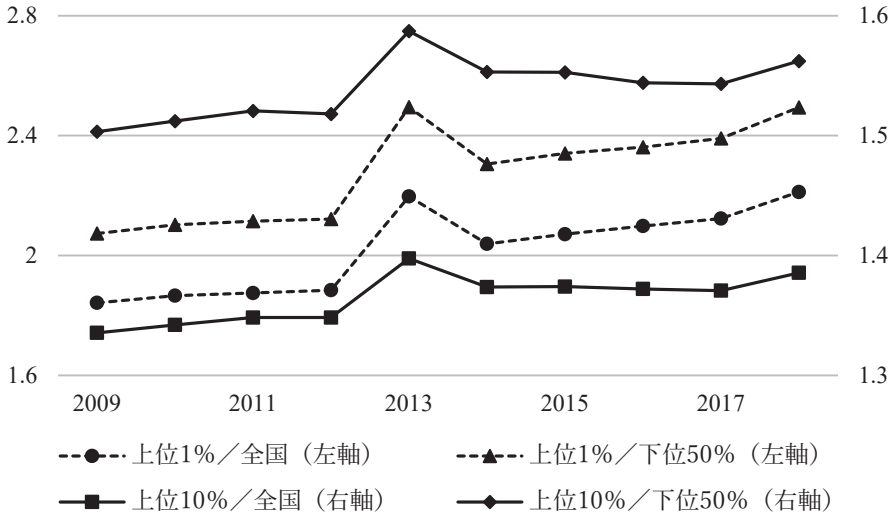


図1 市区町村の納税義務者一人当たり課税対象所得の推移

注1：暦年の値。「納税義務者一人当たり課税対象所得」は、原資料中、「課税対象所得」を「所得割の納税義務者数」で除したもの。

注2：「上位1%」「上位10%」「下位50%」は、2013年の納税義務者一人当たりの課税対象所得を基準としている。対象とする市区町村は、後述2.2を参照。

出所：総務省『市町村税課税状況等の調』（各年度版）を基に筆者作成。

年22.6兆円→2018年37.0兆円と、自民党政権期に大幅に増加している。また、株式等譲渡所得等（申告所得分）は、2009年1.0兆円→2012年1.5兆円→2013年4.9兆円→2018年3.3兆円と、自民党への政権交代後（2013年）に大幅に増加し、その後も民主党政権期と比較して高い水準で推移している。政権交代後（2012年→2013年）に急激に増加したこの株式等譲渡所得等の増加（3.4兆円）を都道府県別にみると、4割弱（1.2兆円）が東京に集中している。このように、量的緩和政策を実施した自民党政権期において、国民所得の分配面で金融所得が影響を与えており、地域間の所得格差を拡大させていることがうかがえる。

しかしながら、量的緩和政策による所得分配への影響については、諸富（2019）が指摘するように、欧米とは異なって、日本ではほとんど議論がなされていない。諸富（2019）によれば、欧米での主要論点は、量的緩和が国債や株式などの資産価格を上昇させることで、富裕者への事実上の所得移転が大規模に

生じ、不平等を拡大させているのではないかということである。本稿では、このような問題意識を踏まえ、日本において地域間の所得格差が拡大している要因を分析しようとするものである。

地域間の所得格差に関する先行研究を振り返ると、国内だけでなく海外のものを含め様々なものがある。日本の先行研究では、産業構造に着目したものとして山中・馬場（1995）、青木（2001）、喜屋武（2008）、長南・日比野・森尾（2009）、川上・森・日比野（2012）、坂本（2013）、松本（2015）、人口移動・人口集中に着目したものとして谷岡・山田（2004）、佐藤・片山・大西（2007）、御園（2016）、高齢化に着目したものとして小島（2002）、地域金融に着目したものとして竹澤（2010）、労働生産性に着目したものとしてAkita and Kataoka（2003）、薮下（2012）がある。また、パネルデータを用いた分析として大山（2016）、能美（2018）がある。海外の研究としては、産業構造に着目したものとしてResosudarmo and Vidyattama（2006）、人

口移動に着目したものととして Hu (2002), 資本の生産性に着目したものととして Lu (2008) がある。

以上の先行研究においては, 地域間の所得格差要因とともに, 地域の所得形成要因について分析されているものもあり, 地域間の所得格差要因を把握したり, 地域の所得形成を展望したりするうえで有意義である。他方, 地域の分類が, 都道府県レベルという大きな括りであったり, 市町村レベルのものであっても特定の地域に限定されていたりする。さらに, 対象とする所得は, 労働所得を基本としており, 株式譲渡所得など労働所得以外の所得についてはほとんど考慮されていない。しかしながら, 前述のとおり, 近年の地域間所得格差においては, 株式譲渡所得など労働所得以外の所得が重要な要因となっており(熊倉・小嶋, 2018; 諸富, 2020), これを取り入れなければ地域間所得格差の実態は把握できないであろう。

以上を踏まえて, 本稿では, 全国の市区町村を対象として, 労働所得の他に株式譲渡所得等の所得を考慮して, 第1に地域間の所得格差要因について, 第2に地域の所得形成要因について明らかにすることを課題とする。対象期間は, データのとれる2009年~2018年とし, 民主党政権期(2009年~2011年), 政権交代期(2012年), 自民党政権期(2012年~2018年)の三つに区分する。地域分類としては, 全国の市区町村のほか, 高所得地域と低所得地域を対比するため, 納税義務者一人当たりの課税対象所得で見たときの上位1%の地域, 上位10%の地域, 下位50%の地域の三地域に分類する<sup>2)</sup>。本稿の構成は, 第2節で分析枠組みを, 第3節で分析結果を示し, 第4節でまとめを行う。

## 2. 分析枠組み

### 2.1 分析方法

上記の二つの課題に対する分析方法として, 第1の地域間の所得格差の要因(以下, 所得格差要因)は, 課税対象所得を構成する

所得内訳のうちどの所得が格差拡大に影響しているのかについて, 寄与度分析を行う。また, 第2の地域の所得形成の要因(以下, 所得形成要因)は, 市区町村別のパネルデータを用いて, 課税対象所得の増減にどの要因が影響しているのかについて, ハウスマン検定を踏まえ固定効果分析を行う。

第1の所得格差要因では, 「納税義務者一人当たり課税対象所得」について, 「給与等所得」「株式譲渡所得」「不動産譲渡所得」「その他所得」に分け, 所得変化の増減額・増減率・寄与率を算出する。対象期間は, 民主党政権期(2009年~2011年), 政権交代期(2012年~2013年), 自民党政権期(2012年~2018年)の三つの期間とする。地域分類は, 全国の市区町村のほか, 高所得地域(上位1%地域, 上位10%地域), 低所得地域(下位50%地域)とする。

第2の所得形成要因では, 被説明変数を「納税義務者一人当たり課税対象所得」とし, 説明変数として, 労働所得以外の所得に関する説明変数として, 株式譲渡所得に関する「納税義務者一人当たり株式譲渡所得」, 不動産譲渡所得に関する「地価」をとる。また労働所得に関する説明変数として, 大山(2016)を参考に, 学歴の割合(「高卒」「大学・大学院卒」)<sup>3)</sup>, 就業者の割合(「農林漁業」「建設業」「製造業」「金融業・保険業・不動産業」「公務」)のほか, 「非正規労働率」「就業者に占める男性の割合」をとる。対象期間は, 民主党政権期(2009年~2011年)と自民党政権期(2013年~2018年)とする。なお, 2012年は両政権が含まれることから除外する。地域分類は, 第1の課題と同様, 全国, 高所得地域(上位1%地域, 上位10%地域), 低所得地域(下位50%地域)とする。

### 2.2 データ

上記の「納税義務者一人当たり課税対象所得」「給与等所得」「株式譲渡所得」「不動産譲渡所得」「その他所得」は, 総務省『市町村税課税状況等の調』を用いて算出する。このうち, 「納税義務者一人当たり課税対象所得」は「課税対象所得」を「所得割の納税義

務者数」で除したものの、「給与等所得」は「総所得金額等」<sup>4)</sup>、「株式譲渡所得」は「一般株式等に係る譲渡所得金額」と「上場株式等に係る譲渡所得金額」の合計、「不動産譲渡所得」は「分離長期譲渡所得金額に係る所得金額」<sup>5)</sup>、「その他所得」は「課税対象所得」から「給与等所得」「株式譲渡所得」「不動産譲渡所得」を差し引いたものを指す。「地価」は、国土交通省『地価公示』のうち「住宅」(平均価格)を用いる。ただし、対象期間のすべての地価を取ることができない市区町村については、地価の対前年平均変動率が取れる場合にはこれを用いて当該年次の地価を算出し、地価の対前年平均変動率が取れない場合にはその市区町村は対象から除外する。その他の変数については、総務省『国勢調査』を用い<sup>6)</sup>、国勢調査の調査対象年から外れ、具体的なデータが取れない年次の数値は、調査対象年の数値を用いて線形補間や外挿を行って算出する。

対象とする市区町村については、合併した市区町村は合併後の市区町村を基準に合併前の市区町村を合算する。また、東日本大震災の影響でデータがない東北地方の市区町村や、上記のように地価のデータがない市区町村は、対象から除く。この結果、分析対象の市区町村の数は、各年で1,700、10年間で17,000となる。

地域分類については、2013年の納税義務者一人当たりの課税対象所得を基準として、同課税対象所得の上位1%、上位10%、下位50%の市区町村を「上位1%」、「上位10%」、「下位50%」とする。

以上のデータを基に算出した記述統計量は表1のとおりである。サンプル数(10年間)は、全国：17,000、上位1%：170、上位10%：1,700、下位50%：8,500である。

「納税義務者一人当たり課税対象所得」の平均値は、全国：2,811.1千円、上位1%：5,686.3千円、上位10%：3,837.1千円、下位50%：2,491.9千円である。全国と比べて上位1%は2.0倍、上位10%は1.4倍となっている。

「納税義務者一人当たり給与等所得」の平

均値は、全国：2,758.4千円、上位1%：5,153.2千円、上位10%：3,675.7千円、下位50%：2,463.5千円である。上記の課税対象所得全体に占めるこの給与等所得の割合は、全国では98.1%とそのほとんどをこの給与等所得が占めるのに対して、上位1%では90.6%と約1割が給与等所得以外の所得となっている。

「納税義務者一人当たり株式譲渡所得」の平均値は、全国：16.1千円、上位1%：332.1千円、上位10%：64.5千円、下位50%：7.7千円である。全国と比べて上位1%は20倍超、上位10%は4倍超と、課税対象所得全体よりも差が大きくなっている。下位50%は全国の半分以下である。

「納税義務者一人当たり不動産譲渡所得」の平均値は、全国：34.5千円、上位1%：181.3千円、上位10%：91.0千円、下位50%：19.3千円である。全国と比べて上位1%は5倍超、上位10%は3倍弱と、株式譲渡所得ほどではないものの、課税対象所得全体よりも差が大きくなっている。

「地価」については、全国：60.7千円/m<sup>2</sup>、上位1%：1,440.4千円/m<sup>2</sup>、上位10%：305.4千円/m<sup>2</sup>、下位50%：21.1千円/m<sup>2</sup>である。全国と比べて上位1%は23倍超、上位10%は5倍超と大きな差がある。下位50%は全国の1/3程度である。

地域分類について、全国の市区町村を「都市的地域」と「農村的地域」に割り振り<sup>7)</sup>、全国、上位1%、上位10%、下位50%それぞれに都市的地域と農村的地域がどれだけ含まれているか、また、全国の課税対象所得の合計のうち、当該地域の課税対象所得の合計がどれだけの割合を占めているかを算出すると、以下ようになる。データは前述の地域分類と同様に2013年のものである。

- ・全国：都市的地域 608 (35.8%)、農村的地域 1,092 (64.2%)。所得の割合 100.0%。
- ・上位1%：都市的地域 14 (82.4%)、農村的地域 3 (17.6%)。所得の割合 5.8%。
- ・上位10%：都市的地域 154 (90.6%)、農村的地域 16 (9.4%)。所得の割合

表1 記述統計量

	全国		上位1%		上位10%		下位50%	
納税義務者一人当たり課税対象所得(千円)	2,811.1	(528.8)	5,686.3	(1,915.0)	3,837.1	(916.8)	2,491.9	(178.6)
納税義務者一人当たり給与等所得(千円)	2,758.4	(464.2)	5,153.2	(1,495.7)	3,675.7	(735.3)	2,463.5	(329.7)
納税義務者一人当たり株式譲渡所得(千円)	16.1	(79.9)	332.1	(526.9)	64.5	(200.2)	7.7	(52.4)
納税義務者一人当たり不動産譲渡所得(千円)	34.5	(38.4)	181.3	(132.7)	91.0	(64.3)	19.3	(23.4)
納税義務者一人当たりその他所得(千円)	2.1	(4.6)	19.7	(23.4)	5.9	(9.7)	1.4	(2.9)
地価(千円/m <sup>2</sup> )	60.7	(235.3)	1,440.4	(1,761.5)	305.4	(690.4)	21.1	(14.5)
非正規労働率(%)	26.0	(3.9)	21.5	(5.0)	27.4	(3.6)	24.5	(3.7)
就業者に占める男性の割合(%)	56.3	(2.5)	55.3	(1.5)	57.7	(2.2)	55.5	(2.4)
<b>【学歴の割合】</b>								
高卒(%)	45.9	(8.1)	23.2	(13.7)	33.0	(9.7)	48.8	(6.1)
大学・大学院卒(%)	12.5	(6.2)	30.2	(9.1)	24.3	(6.8)	8.8	(2.9)
<b>【就業者の割合】</b>								
農林漁業(%)	2.4	(3.5)	1.7	(5.5)	0.7	(2.5)	3.3	(3.4)
建設業(%)	8.2	(4.0)	4.4	(1.9)	5.5	(1.9)	9.7	(4.2)
製造業(%)	18.9	(11.5)	7.0	(6.4)	15.3	(11.4)	17.6	(10.4)
金融業・保険業・不動産業(%)	2.5	(1.7)	6.5	(3.7)	4.4	(2.3)	1.9	(1.2)
公務(%)	4.4	(3.2)	2.7	(1.9)	2.9	(2.0)	5.2	(3.4)
サンプル数	17,000		170		1,700		8,500	

注：実数は平均値，括弧内は標準偏差。

44.3%.

- ・下位50%：都市的地域73(8.6%)，農村的地域777(91.4%)。所得の割合10.7%。

高所得地域には都市的地域に分類される市区町村が多く，低所得地域には農村的地域に分類される市区町村が多い。また，全国の課税対象所得のうち上位1%の地域だけで5.8%の課税対象所得を，同様に上位10%の地域だけで半分近く(44.3%)の課税対象所得を占めている。これに対して，下位50%の地域では10.7%の課税対象所得を占めるに過ぎない。

### 3. 分析結果

#### 3.1 地域間の格差拡大要因(寄与度分析)

第1の課題である所得格差要因に関する寄与度分析の結果は，表2のとおりである。

全国①については，民主党政権期では，所得合計に大きな変化はなく(▲10.8千円)，その内訳も大きな変化はなかった。政権交代期では，所得合計の増額は31.9千円であり，このうち株式譲渡所得の増額が20.6千円(寄

表2 分析結果：地域間の所得拡大要因

	民主党政権期 (2009年→2011年)			政権交代期 (2012年→2013年)			自民政権期 (2012年→2018年)		
	増減額 (千円)	増減率 (%)	寄与率 (%)	増減額 (千円)	増減率 (%)	寄与率 (%)	増減額 (千円)	増減率 (%)	寄与率 (%)
① 全国									
所得合計	-10.8	-0.4	100.0	31.9	1.2	100.0	160.7	5.8	100.0
給与等所得	-14.2	-0.5	131.3	6.4	0.2	20.0	130.2	4.8	81.0
株式譲渡所得	-0.2	-2.6	1.6	20.6	223.0	64.8	15.1	162.9	9.4
不動産譲渡所得	3.4	13.8	-31.3	2.9	9.6	9.0	14.6	48.5	9.1
その他所得	0.2	21.4	-1.6	2.0	135.3	6.2	0.8	254.2	0.5
② 上位1%									
所得合計	100.7	1.9	100.0	763.9	14.3	100.0	6,824.3	23.8	100.0
給与等所得	71.1	1.4	70.6	71.3	1.4	9.3	4,794.7	13.5	53.1
株式譲渡所得	2.8	2.0	2.8	671.4	388.0	87.9	1,418.3	247.7	33.6
不動産譲渡所得	24.5	22.3	24.3	6.1	3.9	0.8	516.3	101.6	12.3
その他所得	2.2	31.9	2.2	15.2	371.2	2.0	95.0	384.0	1.0
③ 上位10%									
所得合計	-3.9	-0.1	100.0	149.5	4.0	100.0	343.2	9.2	100.0
給与等所得	-17.2	-0.5	443.0	36.2	1.0	24.2	204.3	5.7	59.5
株式譲渡所得	-2.4	-7.1	62.0	98.9	214.6	66.1	90.0	195.2	26.2
不動産譲渡所得	15.3	26.6	-393.4	8.4	10.6	5.6	45.6	57.3	13.3
その他所得	0.5	21.3	-11.7	5.9	437.0	4.0	3.3	307.0	1.0
④ 下位50%									
所得合計	-11.4	-0.5	100.0	13.4	0.6	100.0	127.7	5.2	100.0
給与等所得	-11.8	-0.5	103.8	2.2	0.1	16.2	115.1	4.8	90.1
株式譲渡所得	0.0	0.3	-0.1	7.9	306.6	58.6	4.9	192.0	3.9
不動産譲渡所得	0.4	3.0	-3.8	2.3	14.2	17.1	7.2	44.3	5.6
その他所得	-0.0	-0.3	0.0	1.1	541.7	8.1	0.5	276.7	0.4

②/① (括弧内は増減額)

	民主党政権期 (2009年→2011年)		政権交代期 (2012年→2013年)		自民政権期 (2012年→2018年)	
	増減額 (千円)	増減率 (%)	増減額 (千円)	増減率 (%)	増減額 (千円)	増減率 (%)
所得合計	-9.3倍	(+111.5千円)	24.0倍	(+732.1千円)	7.9倍	(+1,113.2千円)
給与等所得	-5.0倍	(+85.3千円)	11.2倍	(+64.9千円)	5.2倍	(+545.7千円)
株式譲渡所得	-16.5倍	(+3.0千円)	32.5倍	(+650.8千円)	28.4倍	(+413.6千円)
不動産譲渡所得	7.3倍	(+21.1千円)	2.1倍	(+3.2千円)	10.7倍	(+141.5千円)
その他所得	13.2倍	(+2.1千円)	7.7倍	(+13.2千円)	15.6倍	(+12.4千円)

③/① (括弧内は増減額)			
所得合計	0.4倍 (+6.9千円)	4.7倍 (+117.6千円)	2.1倍 (+182.5千円)
給与等所得	1.2倍 (-3.0千円)	5.7倍 (+29.9千円)	1.6倍 (+74.1千円)
株式譲渡所得	14.1倍 (-2.2千円)	4.8倍 (+78.3千円)	6.0倍 (+74.9千円)
不動産譲渡所得	4.5倍 (+11.9千円)	2.9倍 (+5.5千円)	3.1倍 (+31.1千円)
その他所得	2.7倍 (+0.3千円)	3.0倍 (+4.0千円)	3.9倍 (+2.4千円)
④/① (括弧内は増減額)			
所得合計	1.1倍 (-0.1千円)	0.4倍 (-18.4千円)	0.8倍 (-33.0千円)
給与等所得	0.8倍 (2.3千円)	0.3倍 (-4.2千円)	0.9倍 (-15.1千円)
株式譲渡所得	-0.0倍 (0.2千円)	0.4倍 (-12.8千円)	0.3倍 (-10.1千円)
不動産譲渡所得	0.1倍 (-3.0千円)	0.8倍 (-0.6千円)	0.5倍 (-7.4千円)
その他所得	-0.0倍 (-0.2千円)	0.6倍 (-0.9千円)	0.3倍 (-0.3千円)

与率64.8%)と過半を占めていた。その後の自民党政権期では、所得合計の増額は160.7千円であり、このうち給与等所得の増額が130.2千円(寄与率81.0%)、株式譲渡所得の増額が15.1千円(寄与率9.4%)、不動産譲渡所得の増額が14.6千円(寄与率9.1%)を占めていた。このように、株式譲渡所得は民主党政権期ではほとんど変化がなかった。他方、政権交代期では、株式譲渡所得は、所得合計の増額に対する寄与の過半(6割超)を占めていた。その後の自民党政権期では給与等所得の寄与がほとんど(8割)であった一方で、民主党政権期には大きな変化がなかった株式譲渡所得や不動産譲渡所得についても1割程度の寄与がみられた。

上位1%(②)の地域については、民主党政権期では、所得合計の増額は100.7千円であり、このうち給与等所得の増額が71.1千円(寄与率70.6%)と過半を占めており、他方、株式譲渡所得はほとんど変化していなかった(増額2.8千円、寄与率2.8%)。政権交代期では、所得合計の増額は763.9千円であり、このうち株式譲渡所得の増額が671.4千円(寄与率87.9%)とほとんどを占めていた。その後の自民党政権期では、所得合計の増額は6,824.3千円と大きく増加し、このうち給与等所得の増額が4,794.7千円(寄与率53.1%)、株式譲渡所得の増額が1,418.3千円

(寄与率33.6%)、不動産譲渡所得の増額が516.3千円(寄与率12.3%)を占めていた。このように、株式譲渡所得は民主党政権期ではほとんど変化がなかった。他方、政権交代期では、株式譲渡所得は、所得合計の増額に対する寄与のほとんど(9割程度)を占めており、その後の自民党政権期では、給与等所得の寄与が5割程度であった一方で、全国レベルで1割程度であった株式譲渡所得の寄与は3割超と大きな割合を占めていた。不動産譲渡所得の寄与は、全国レベルより少し大きい1割超であった。

上位10%(③)の地域については、民主党政権期では、所得合計やその内訳に大きな変化はなかった。政権交代期では、所得合計の増額は149.5千円であり、このうち株式譲渡所得の増額が98.9千円(寄与率66.1%)と過半を占めていた。その後の自民党政権期では、所得合計の増額は343.2千円であり、このうち給与等所得の増額が204.3千円(寄与率59.5%)、株式譲渡所得の増額が90.0千円(寄与率26.2%)、不動産譲渡所得の増額が45.6千円(寄与率13.3%)を占めていた。このように、株式譲渡所得は民主党政権期ではほとんど変化がなかった。他方、政権交代期では、株式譲渡所得は、所得合計の増額に対する寄与の過半(7割弱)を占めていた。その後の自民党政権期では、給与等所得の寄

与が6割程度であった一方で、株式譲渡所得の寄与は3割弱を占めていた。不動産譲渡所得の寄与は、全国レベルより少し大きい1割強であった。上位10%の地域においても、上位1%の地域ほどではないものの、政権交代期や自民党政権期では株式譲渡所得の寄与が大きかったといえる。

下位50% (④) の地域については、民主党政権期では、全国レベルと同様、所得合計は大きな変化はなく (▲11.4千円)、その内訳も大きな変化はなかった。政権交代期では、所得合計の増額は13.4千円と大きな変化はなかったが、この増額のうち過半は株式譲渡所得の増額によるものであった (寄与率58.6%)。その後の自民党政権期では、所得合計の増額は127.7千円であり、このうち給与等所得の増額が115.1千円 (寄与率90.1%)、株式譲渡所得の増額が4.9千円 (寄与率3.9%)、不動産譲渡所得の増額が7.2千円 (寄与率5.6%) を占めていた。このように、株式譲渡所得は民主党政権期ではほとんど変化がなかった。政権交代期やその後の自民党政権期でも株式譲渡所得は多少の増額にとどまった。不動産譲渡所得も同様であった。これに対して、自民党政権期における所得合計の増額に対する寄与のほとんど (9割) は給与等所得であった。

続いて、表2の下の三つの欄 (②/①, ③/①, ④/①) から、政権交代期と自民党政権期における地域間格差の変化についてみてみよう。

まず、上位1%地域と全国の格差 (②/①) については、政権交代期では、所得合計の増額幅の格差が24.0倍 (732.1千円) であった。所得内訳をみると、そのほとんどは株式譲渡所得の増額幅の格差 (650.8千円) によるものであった。その後の自民党政権期では、所得合計の増額幅の格差が7.9倍 (1,113.2千円) であった。所得内訳としては、給与等所得 (545.7千円) とともに、株式譲渡所得 (413.6千円) が格差拡大の大きな要因となっていた。また不動産譲渡所得 (141.5千円) も格差拡大の要因となっていた。

次に上位10%地域と全国の格差 (③/①)

については、政権交代期では、所得合計の増額幅の格差が4.7倍 (117.6千円) であった。所得内訳をみると、そのほとんどは株式譲渡所得の増額幅の格差 (78.3千円) によるものであった。その後の自民党政権期では、所得合計の増額幅の格差が2.1倍 (182.5千円) であった。所得内訳として、上位1%地域と全国の格差と同様に、給与等所得 (74.1千円) とともに、株式譲渡所得 (74.9千円) が格差拡大の大きな要因となっていた。また不動産譲渡所得 (31.1千円) も格差拡大の要因となっていた。

最後に下位50%地域と全国の格差 (④/①) については、政権交代期では、所得合計の増額幅の格差は金額ベースで18.4千円であった。所得内訳をみると、その過半は株式譲渡所得の増額幅の格差 (12.8千円) によるものであった。その後の自民党政権期では、所得合計の増額幅の格差は金額ベースで33.0千円であった。所得内訳として、金額として小さいものの、上位1%地域や上位10%地域と全国の格差と同様に、給与等所得 (15.1千円) とともに、株式譲渡所得 (10.1千円) が格差拡大の要因となっていた。また不動産譲渡所得 (7.4千円) も格差拡大の要因となっていた。

以上の結果を整理すると以下のとおりである。民主党政権期では所得合計やその内訳に大きな変化はみられなかった。政権交代期や自民党政権期においては、いずれの地域でも所得合計は増加していた。一方で地域ごとに違いも見られた。高所得地域になるほど、政権交代期では株式譲渡所得が大きく所得の増加に寄与しており、その後の自民党政権期では給与等所得とともに株式譲渡所得も大きく所得の増加に寄与していた。地域間の所得格差については、全国レベルに対して高所得地域になるほど所得の増額幅の格差が大きくなっていた。政権交代期では株式譲渡所得が格差拡大の要因となっており、その後の自民党政権期では給与等所得とともに株式譲渡所得が格差拡大の要因となっていた。不動産譲渡所得も、給与等所得や株式譲渡所得ほどではないものの、格差拡大の要因となっていた。



### 3.2 地域の所得形成要因(固定効果分析)

第2の課題である所得形成要因に関する固定効果分析の推定結果について、表3は自民党政権期(2013年～2018年)のもの、表4は民主党政権期(2009年～2011年)のものを示している。

表3(自民党政権期)をみると、「納税義務者一人当たり株式譲渡所得」について、全国・上位1%・上位10%・下位50%のいずれの地域でも1%水準で有意に正であった。「地価」については、全国・上位1%・上位10%の地域で有意に正であり、下位50%の地域では有意ではなかった。「非正規労働率」については、全国・下位50%の地域で有意に負であった。学歴の割合については、「高卒」が、上位10%の地域では有意で負であったのに対し、下位50%の地域では有意に正となっていた。就業者の割合については、「金融業・保険業・不動産業」が上位1%・上位10%の地域で有意に正となっていた。

次に、表4(民主党政権期)をみると、「納税義務者一人当たり株式譲渡所得」は、全国・上位1%・上位10%・下位50%のいずれの地域でも1%水準で有意に正であった。「地価」は、全国・上位1%、上位10%の地域では有意ではなく、下位50%の地域では有意に正であった<sup>8)</sup>。「非正規労働率」は、全国で有意に負であった。

ここで、政権交代によって、「納税義務者一人当たり株式譲渡所得」の変化が影響をもつかどうかを検証するために、自民党政権期(2013年～2018年)に1、そうでない時期(2009年～2012年)に0をとるダミー変数を入れ、「納税義務者一人当たり株式譲渡所得」との交差項を加えると、この交差項は1%水準で有意に正であった。このため、株式譲渡所得の変化は、民主党政権期から自民党政権期への移行によって所得の増加に正の影響をもつことがうかがわれる。

表3の結果(自民党政権期)と表4の結果(民主党政権期)を比較すると、共通点として、すべての地域で「納税義務者一人当たり株式譲渡所得」は1%水準で有意に正であったことである。また、全国レベルにおいて「非正

規労働率」が有意に負であることも挙げられる。異なる点としては、「地価」が、民主党政権期では上位1%・上位10%の地域で有意ではなかったのに対して、自民党政権期では有意に正であったことである。また、自民党政権期では、学歴の割合として「高卒」が上位10%の地域では有意に負であり、下位50%の地域では有意に正であったこと、就業者の割合として「金融業・保険業・不動産業」が上位1%の地域では有意に正であったことも挙げられる。

以上の結果を整理すると以下のとおりである。民主党政権期と自民党政権期のいずれの期間においても、株式譲渡所得は、すべての地域において所得を増加させる要因であった。この株式譲渡所得は、民主党政権期から自民党政権期へと移行することによって、所得を増加させる影響をもっていた。地価については、高所得地域において、民主党政権期では所得に影響を与えていなかったのに対して、自民党政権期では所得を増加させる要因であった。また自民党政権期では、就業者の割合として、金融業・保険業・不動産業が高所得地域において所得を増加させる要因であった。こうしたことから、自民党政権期においては、株式譲渡所得が所得形成要因であるほか、高所得地域においては、民主党政権期とは異なって、地価や金融業・保険業・不動産業についても所得形成要因となっており、量的緩和政策の影響が示唆される。また、労働所得としては、民主党政権期と自民党政権期を通じて全国レベルにおいて非正規労働率が所得を低下させる要因となっている。

## 4. まとめ

本稿では、2013年の納税義務者一人当たりの課税対象所得を基準として、全国の市区町村を全国・上位1%・上位10%・下位50%の地域に分類し、労働所得の他に株式譲渡所得や不動産譲渡所得を考慮したうえで、第1に地域間の所得格差要因について、第2に地域の所得形成要因について明らかにする

表3 推定結果：地域の所得形成要因（自民党政権期，2013年～2018年）

	被説明変数：納税義務者一人当たり課税対象所得			
	全国	上位1%	上位10%	下位50%
納税義務者一人当たり株式譲渡所得	0.981 *** (0.027)	0.974 *** (0.021)	0.936 *** (0.039)	1.034 *** (0.030)
地価	0.522 ** (0.226)	0.274 *** (0.069)	0.404 ** (0.161)	0.868 (1.042)
非正規労働率	-0.057 * (0.307)	-0.158 (0.644)	-0.318 (0.135)	-0.111 *** (0.038)
就業者に占める男性の割合	0.041 (0.062)	1.093 (1.300)	0.031 (0.424)	0.116 (0.080)
<b>【学歴の割合】</b>				
高卒	0.033 ** (0.016)	-0.923 (0.552)	-0.343 *** (0.070)	0.156 *** (0.028)
大学・大学院卒	0.964 *** (0.062)	0.172 (0.385)	0.353 (0.268)	1.050 *** (0.113)
<b>【就業者の割合】</b>				
農林漁業	0.010 (0.044)	-1.772 ** (0.775)	1.207 (0.994)	0.023 (0.036)
建設業	-0.060 * (0.032)	-0.390 (0.501)	0.033 (0.254)	-0.052 (0.032)
製造業	-0.016 (0.013)	-0.386 (1.024)	-0.042 (0.059)	0.009 (0.015)
金融業・保険業・不動産業	-0.014 (0.081)	3.097 *** (1.026)	0.505 * (0.263)	0.014 (0.096)
公務	0.072 (0.071)	0.525 (6.285)	-0.601 (0.447)	0.103 ** (0.467)
定数項	1,358.416 *** (389.738)	-467.756 ** (9,837.283)	3,750.673 (3,018.612)	369.055 (490.488)
自由度修正済み決定係数	0.671	0.290	0.669	0.224
サンプル数	10,200	102	1020	5,100

注1：括弧内は標準誤差。\*は10%水準，\*\*は5%水準，\*\*\*は1%水準で有意なことを示す。

注2：「非正規労働率」「就業者に占める男性の割合」「学歴の割合」「就業者の割合」は、万分率（bp）を用いている。

注3：ハウスマン検定量は1,459.12、P値は0.00であるため、固定効果モデルが変動効果モデルより支持される。

表4 推定結果：地域の所得形成要因（民主党政権期，2009年～2011年）

	被説明変数：納税義務者一人当たり課税対象所得			
	全国	上位1%	上位10%	下位50%
納税義務者一人当たり株式譲渡所得	1.040 *** (0.031)	1.055 *** (0.094)	1.113 *** (0.069)	0.950 *** (0.055)
地価	-0.002 (0.035)	0.073 (0.048)	0.027 (0.062)	2.621 *** (0.909)
非正規労働率	-0.159 ** (0.079)	-0.608 (0.838)	-0.866 (0.713)	-0.053 (0.049)
就業者に占める男性の割合	0.133 ** (0.064)	-0.306 (1.759)	0.204 (0.727)	0.118 * (0.067)
【学歴の割合】				
高卒	-0.027 (0.020)	-0.945 (0.564)	-0.076 (0.127)	-0.007 (0.303)
大学・大学院卒	0.124 (0.086)	0.191 (0.519)	0.741 ** (0.297)	0.035 (0.125)
【就業者の割合】				
農林漁業	0.073 * (0.432)	-2.268 *** (0.466)	1.922 ** (0.847)	-0.006 (0.033)
建設業	0.075 * (0.040)	0.411 (0.752)	-0.353 (0.288)	0.025 (0.034)
製造業	-0.001 (0.020)	1.856 * (0.951)	0.128 (0.128)	-0.007 (0.020)
金融業・保険業・不動産業	-0.013 (0.098)	0.277 (0.765)	-0.314 ** (0.272)	-0.131 (0.115)
公務	0.065 (0.069)	20.732 ** (8.283)	1.217 (0.532)	-0.100 * (0.052)
定数項	2,270.900 *** (443.897)	2,837.385 (13,943.830)	2,977.400 (5,643.806)	1,917.133 *** (446.801)
自由度修正済み決定係数	0.299	0.174	0.435	0.083
サンプル数	5,100	51	510	2,550

注1：括弧内は標準誤差。\*は10%水準，\*\*は5%水準，\*\*\*は1%水準で有意なことを示す。

注2：「非正規労働率」「就業者に占める男性の割合」「学歴の割合」「就業者の割合」は、万分率（bp）を用いている。

注3：ハウスマン検定量は262.44，P値は0.00であるため，固定効果モデルが変動効果モデルより支持される。

ことを課題とした。第1の課題については、民主党政権期（2009年～2011年）・政権交代期（2012年～2013年）・自民政権期（2012年～2018年）を対象期間として、寄与度分析を行った。第2の課題については、自民政権期（2013年～2018年）と民主党政権期（2009年～2011年）を対象期間として、市町村別のパネルデータを用いて固定効果分析を行った。

分析結果は以下のとおりである。

第1の課題については、民主党政権期では所得合計やその内訳に大きな変化はみられなかった。政権交代期や自民政権期においては、いずれの地域でも所得合計は増加していた。一方で地域ごとに違いも見られた。高所得地域になるほど、政権交代期では株式譲渡所得が大きく所得の増加に寄与しており、その後の自民政権期では給与等所得とともに株式譲渡所得も大きく所得の増加に寄与していた。地域間の所得格差については、全国レベルに対して高所得地域になるほど所得の増額幅の格差が大きくなっていった。政権交代期では株式譲渡所得が格差拡大の要因となっており、その後の自民政権期では給与等所得とともに株式譲渡所得が格差拡大の要因となっていた。不動産譲渡所得も、給与等所得や株式譲渡所得ほどではないものの、格差拡大の要因となっていた。

第2の課題については、民主党政権期と自民政権期のいずれの期間においても、株式譲渡所得は、すべての地域において所得を増加させる要因であった。この株式譲渡所得は、民主党政権期から自民政権期へと移行することによって、所得を増加させる影響ももっていた。地価については、高所得地域において、民主党政権期では所得に影響を与えていなかったのに対して、自民政権期では所得を増加させる要因であった。また自民政権期では、就業者の割合として、金融業・保険業・不動産業が高所得地域において所得を増加させる要因であった。こうしたことから、自民政権期においては、株式譲渡所得が所得形成要因であるほか、高所得地域においては、民主党政権期とは異なって、地価や金融

業・保険業・不動産業についても所得形成要因となっており、量的緩和政策の影響が示唆される。また、労働所得としては、民主党政権期と自民政権期を通じて全国レベルにおいて非正規労働率が所得を低下させる要因となっている。

以上の分析結果から示される政策的なインプリケーションは以下のとおりである。第1の課題に対しては、地域間の所得格差を是正するために、課税対象所得の種類に応じた再分配効果の発揮（例えば株式譲渡所得など金融所得の再分配機能の強化）が求められるといえるだろう。また、第2の課題に対しては、地域ごとの所得形成要因に対応した政策対応（例えば非正規労働率の改善）が求められるといえるだろう。

最後に、本稿の限界を挙げておく。第1に、本稿では、民主党から自民党への政権交代以降の地域間所得格差の要因を分析したが、このうち量的緩和政策がどれだけ影響していたかを実証するには、精緻なモデルによる検証が必要である。第2に、データの限界として、本稿では、納税義務者を対象としており、納税義務者以外を含めていない。また、労働所得以外の所得として株式譲渡所得や不動産譲渡所得を取り上げたが、配当所得や不動産貸付所得などを明示的に取り上げていない。今後、推計手法の向上とともに、より一層のデータ整備が課題として挙げられる。

## 注

- 1) 市区町村の納税義務者一人当たりの課税対象所得の格差を変動係数でみた場合も、変動係数は、とりわけ2013年に大きく上昇し、それ以降も上昇傾向で推移している（池内・小嶋・安藤，2022）。
- 2) 池内・小嶋・安藤（2022）は、都市・農村間について長期（2009年→2018年）と政権交代期（2012年→2013年）の所得格差とその形成要因を分析している。本稿は、市区町村の上位1%、上位10%、下位50%を取り上げ、民主党政権期と自民政権期での所得格差とその形成要因を分析するものである。
- 3) 学歴の割合については、多重共線性を回避す

- るため、中卒や短大・高専卒をドロップすることとする。
- 4) 「総所得金額等」は、「総所得(給与所得, 配当所得(分離課税をしている場合は除く), 不動産貸付所得, 事業所得等)」「退職所得」「山林所得」を指す。この「総所得金額等」には、分離課税をしている場合の金融所得は含まれていないが、総合課税をしている場合の金融所得は含まれており、配当所得(源泉所得分)が含まれていることに留意が必要である。
- 5) 「分離長期譲渡所得」は、土地や建物を売ったときの譲渡所得で、売った土地や建物の所有期間が売った年の1月1日現在で5年を超えるものを指す。
- 6) 就業者に関し、『国勢調査』では、複数の仕事をしている場合、主な仕事を一つ記載することとされている。
- 7) 都市的地域と農村的地域の区分については、農林水産省『農業地域類型』(分類1: 都市的地域, 分類2: 平地農業地域, 分類3: 中間農業地域, 分類4: 山間農業地域)を用い、分類1を「都市的地域」、分類2~4を「農村的地域」として分類した。
- 8) 地価については、民主党政権期(2009年~2011年)では上位1%が1,404.4千円/m<sup>2</sup>, 上位10%が299.2千円/m<sup>2</sup>, 下位50%が23.9千円/m<sup>2</sup>であり、自民政権期(2013年~2018年)では上位1%が1,512.3千円/m<sup>2</sup>, 上位10%が314.6千円/m<sup>2</sup>, 下位50%が19.7千円/m<sup>2</sup>であった。上位1%と上位10%では自民政権期のほうが高く、下位50%では民主党政権期のほうが高い。また、課税対象所得全体は、民主党政権期の下位50%では2,448.9千円であり、自民政権期のそれは2,519.9千円と、民主党政権期のほうが低かった。このように、下位50%における所得に対する地価の影響は、相対的に民主党政権期のほうが大きいことから、民主党政権期においては下位50%で地価が所得に有意な影響をもっていたのではないかと考えられる。
- る事例研究』『国際地域学研究』4: 1-5.
- 池内優太・小嶋大造・安藤光義(2022)「都市・農村間の所得格差とその形成要因—納税義務者課税対象所得の市区町村データを用いて」『農業経済研究』93(4): 367-372.
- 川上哲夫・森地茂・日比野直彦(2012)「地域間所得格差の推移とその背景に関する分析」『土木計画学研究・講演集』45(335): 1-7.
- 小島克久(2002)「地域別に見た所得格差」『社会保障研究』38(3): 229-238.
- 熊倉誠和・小嶋大造(2018)「格差と再分配をめぐる幾つかの論点—人的資本蓄積と税・社会保険料負担の観点から」『フィナンシャル・レビュー』134: 110-132.
- 喜屋武昌健(2008)「沖縄の地域経済における産業構造と地域間所得格差ならびに失業率—沖縄県の市町村ベースでの分析」『産業総合研究』16: 67-79.
- 松本源太郎(2015)「経済のサービス化と地域間の所得格差」『札幌大学女子短期大学部紀要』62: 127-144.
- 御園謙吉(2016)「市町村別所得データによる地域格差の検討—1974年~2013年のタイル尺度による分析を中心に」『阪南論集』51(2): 1-14.
- 諸富徹(2019)「財政・金融政策の公共性と財政民主主義—「時間かせぎの資本主義」と日銀の量的緩和政策」『思想』1140: 100-122.
- 諸富徹(2020)「資本主義の構造変化と税制」『財政研究』16: 26-34.
- 長南政宏・日比野直彦・森尾淳(2009)「市町村間所得格差の推移に関する研究」『都市計画論文集』44(3): 343-348.
- 能美誠(2018)「市町村間の所得格差形成要因による所得増減効果に関する考察—東海地方市町村を対象として」『農村計画学会誌』37(3): 312-319.
- 大山昌子(2016)「所得分配が経済成長に与える影響—都道府県別パネルデータを用いた実証研究」『経済分析』192: 1-19.
- 坂本博監修(2013)「九州・山口における市町村間格差」『東アジアへの視点』24(4): 48-61.
- 佐藤遼・片山健介・大西隆(2007)「大都市圏内所得格差の拡大に関する実証的研究」『都市計画

## 引用文献

青木雅明(2001)「中・低経済成長下の地域間所得格差の変動とその要因—東日本の4地域によ

- 論文集』42 (3) : 859-864.
- 竹澤康子 (2010) 「データ分析—地域間格差と地域金融」『経済論集』35 (2) : 209-220.
- 谷岡弘二・山田浩之 (2004) 「日本の地域間所得格差に関する時系列分析」『地域と社会』7 : 85-102.
- 藪下武司 (2012) 「岐阜県の圏域別格差と今後の動向」『中部学院大学・中部学院短期大学部研究紀要』13 : 105-114.
- 山中芳朗・馬場健司 (1995) 「地域経済格差の要因分析」『土木計画学研究・論文集』12 : 45-51.
- Budy P. Resosudarmo and Yogi Vidyattama (2006) “Regional Income Disparity in Indonesia: A Panel Data Analysis,” *ASEAN Economic Bulletin*, 23 (1): 31-44.
- Dapeng Hu (2002) “Trade, rural-urban migration, and regional income disparity in developing countries: a spatial general equilibrium model inspired by the case of China,” *Regional Science and Urban Economics*, 32: 311-338.
- Ding Lu (2008) “China’s regional income disparity,” *Economics of transition*, 16 (1): 31-58.
- Takahiro Akita and Mitsuhiko Kataoka (2003) “Regional Income Inequality in the Post War Japan,” Conference Paper of the 43rd Congress of the European Regional Science Association, 1-26.